

## 2 0 持続可能な医療保険制度について

(財務省、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、国保の運営については、都道府県が担うことを基本とすることなどが示されたが、国保の見直しについては、財政上の構造的な問題を解決することが大前提であり、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方と丁寧かつ継続的な議論を行うとともに、法案提出等の措置を講ずるものについては地方の合意を得ること。
- (2) 市町村国保の財政運営は危機的な状況にあり、社会保障・税一体改革により市町村国保の財政基盤強化策として実施することが予定されている2,200億円の公費の追加投入については、速やかに投入する必要があることから消費税8%引上げ時に実施すること。
- (3) 医療保険制度の改革に当たっては、国の財政責任を明確にした上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。

### (背景)

平成25年10月15日に国会に提出された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、国保の運営について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう都道府県・市町村で適切に役割分担するために必要な措置を講ずることとされた。

全国知事会は、本年8月21日に国保の財政上の構造的な問題を解決することが、都道府県が市町村とともに責任を担うこと的前提であり、単に保険者を都道府県に移行するだけでは、国保の構造的な問題は解決しない旨の意見書を発表し、また、10月15日に全国知事会社会保障常任委員会委員長名で国保の見直しについては、地方と丁寧かつ継続的な議論を行い、地方の合意を得たものについて法案提出等の措置を講ずるべきである旨の声明を発表している。

市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高いため、医療費に見合う保険料(税)収入の確保が困難であるという構造的な問題を抱えており、市町村は一般会計からの法定外繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している。

市町村国保の財政基盤強化策として示されている保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充については、消費税引上げによる財源を投入することとされているが、その実施時期については、税制抜本改革時とされているのみであり不明確である。

さらに、財政基盤強化策として追加投入される金額は2,200億円とされているが、市町村国保財政における一般会計からの法定外繰入3,900億円、前年度繰上充用1,500億円、合わせて5,400億円もの赤字（平成23年度）を解消するにはほど遠いと言わざるを得ない。

「すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化」については、全国知事会として、国の施策並びに予算に関する提案・要望等において主張し続けているところである。

( 参 考 )

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案  
( 抜 粋 )

( 医 療 制 度 )	
第四条	
7	政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一	医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項
イ	国民健康保険（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三条第一項の規定により行われるものに限る。以下この項において同じ。）に対する財政支援の拡充
ロ	国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。）の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策
8	政府は、前項の措置を平成二十六年から平成二十九年までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

市町村国保の運営状況

(平成23年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74歳被保険者の割合	31.4%	32.2%	4.8%	2.5%
	無職者の割合	42.6%	41.0%	-	-
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	75.7%	70.0%	16.4%	6.0%
	一人当たり医療給付費	30.9万円	28.8万円	15.9万円	14.2万円
財 政	保険料収納率	89.39%	91.71%	-	-
	一般会計からの法定外繰入	3,903億円	232億円	-	-
	前年度繰上充用	1,527億円	13億円		